令和２年６月３０日　改正

旧　里　道　・旧　水　路

旧　法　定　外　公　共　物　の
境界確定申請、売払申請の手引き

（境界確定、売払を申請される皆様のために）



財務省　北陸財務局

境界確定、売払事務は、次のところ（以下、「北陸財務局等」といいます。）で行っています。

国有地の所在地	名称(担当課)	所　　在　　地
石川県内	北 陸 財 務 局 (統括国有財産管理官)	〒921-8508 金沢市新神田４丁目３番１０号 金沢新神田合同庁舎７階 電　話　(076)292－7842 ＦＡＸ　(076)291－2453
富山県内	富山財務事務所 (管財課)	〒930-8554 富山市丸の内１丁目８番１０号 北陸銀行・堤商事富山丸の内ビル５階 （令和３年８月３０日移転） 電　話　(076)432－5488 ＦＡＸ　(076)432－5779
福井県内	福井財務事務所 (管財課)	〒910-8519 福井市春山１丁目１番５４号 福井春山合同庁舎７階 電　話　(0776)25－8235 ＦＡＸ　(0776)22－7053

(注) 裏表紙の案内を参照ください。

本手引きは、北陸財務局のホームページ
トップメニューの「国有財産」からご覧になれます。

必要書類の様式も、Ｗｏｒｄ形式で掲載していますのでご利用ください。

北陸財務局ホームページ
【旧法定外公共物（旧里道・旧水路等）の境界確定・購入手続き】

http://hokuriku.mof.go.jp/kanzai/pagehokurikuhp015000258.html

境界確定申請、売払申請にあたって

旧法定外公共物（旧里道・旧水路等）のうち、現に公共の用に供されているなど機能を有している財産は、原則として、平成１７年３月末までに国から市町村へ譲与され、市町村において管理を行っています。

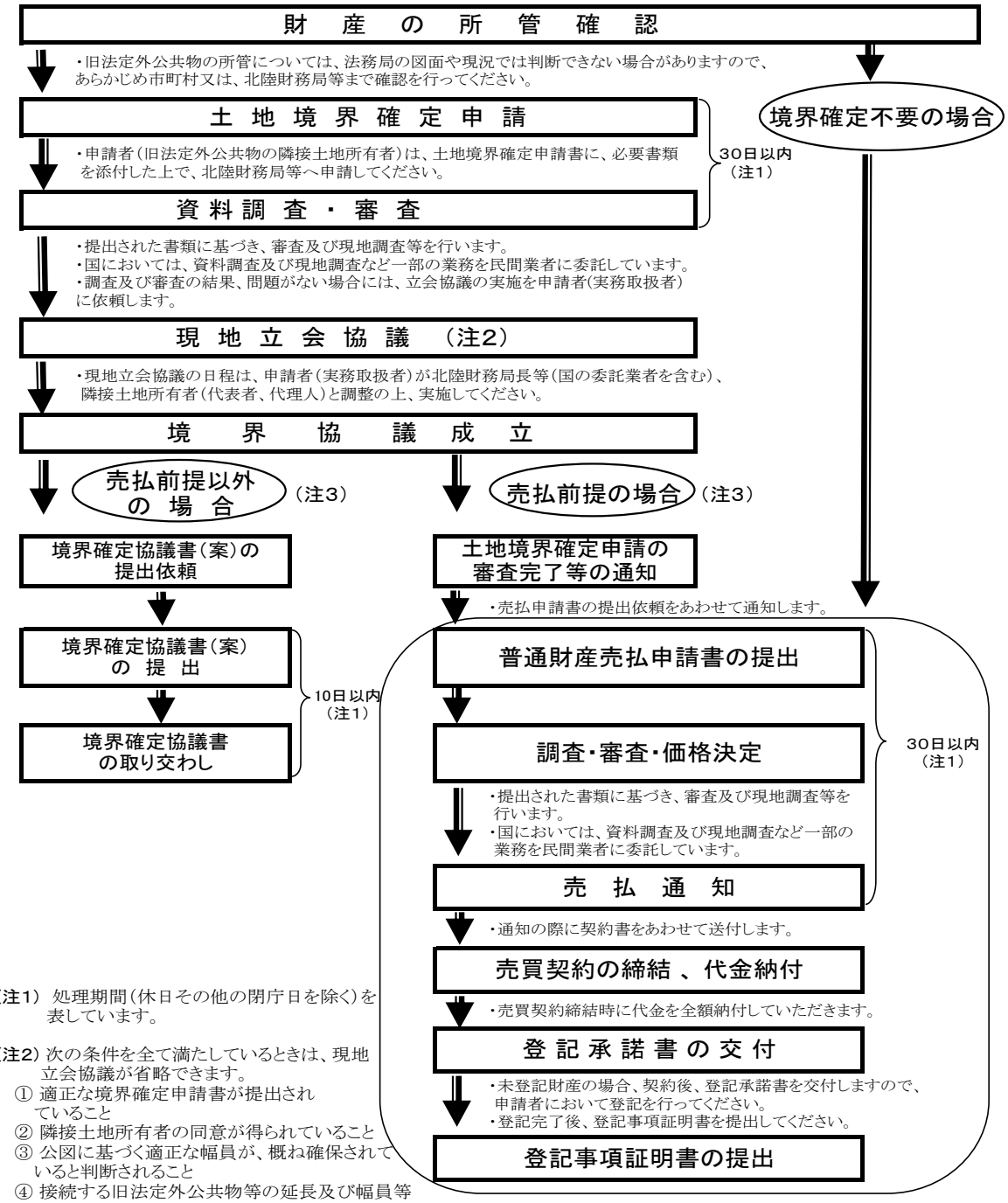
したがって、北陸財務局等では、現に公共の用に供されている法定外公共物の土地境界確定申請書の受理はできませんので、市町村で確認の上、申請してください。

また、機能を喪失しているため､市町村へ譲与されなかった財産は、平成１７年４月以降、国（財務局・財務事務所）において管理・売払いを行っています。

本手引きでは、旧法定外公共物のうち、北陸財務局等で管理している機能喪失した財産の取扱いを説明しています。

なお、国有畦畔等についても、本手引きに準じた取扱いとなります。

境界確定・売払い手続きの流れ



（注1） 処理期間（休日その他の閉庁日を除く）を表しています。

（注2） 次の条件を全て満たしているときは、現地立会協議が省略できます。

① 適正な境界確定申請書が提出されていること
② 隣接土地所有者の同意が得られていること
③ 公図に基づく適正な幅員が、概ね確保されていると判断されること
④ 接続する旧法定外公共物等の延長及び幅員等に一貫性があること
⑤ 境界に係る座標値等のデーターが添付されていること
⑥ 現況写真により、現地と書類（図面）に整合性が認められること

（注3） 売払前提とは、財務省所管財産を買受けするために、境界確定申請を行う場合をいいます。

申請にあたっての基本事項

境界確定申請、売払申請にあたっての基本的な事項は次のとおりです。
申請に必要な書類の作成方法については、各様式及び例示の「作成に当たっての注意点」や必要書類一覧表の「注意書き」をご確認ください。
また、不明な点などがあれば、北陸財務局等の担当者にお尋ねください。

１．申請者

境界確定申請者は、旧法定外公共物の隣接土地所有者（点で接する土地所有者を含む）となります。

隣接土地所有者（点で接する土地所有者を含む）が法人の場合はその代表者、隣接土地登記名義人が死亡している場合は相続人、共有地の場合は共有者全員となります。

国有地の売払いは、一般競争入札による売払いが原則になっていますが、地形が狭長なことなどから単独での利用が困難で、かつ、売払申請者以外の隣接土地所有者に買受け希望がない場合には、隣接土地所有者である売払申請者に売払うことができます。また、隣接土地所有者が国有地の買受を希望しない場合に限り、隣接土地の賃借権等を有する者も売払申請者となることができます。

なお、国有地に点で接する土地所有者への売払いはできません。

２．境界承諾人等、売払承諾人の範囲

境界承諾人等の範囲は、申請者を含む旧法定外公共物の隣接土地所有者（対側地所有者、点で接する土地所有者を含む）となります。

売払承諾人の範囲は、申請者を除く旧法定外公共物の隣接土地所有者(対側地所有者を含む）となります。なお、国有地に点で接する土地所有者からの売払承諾は不要です。

３．処理期間

(1) 境界確定にかかる調査・審査は、境界確定申請書受理後（休日その他の閉庁日を除き、追加資料がある場合はその資料受理後）３０日以内に行っています。
(2) 境界確定協議書の送付は、隣接土地所有者押印済の境界確定協議書（案）を受理後（休日その他の閉庁日を除く）１０日以内に行っています。
(3) 売払通知書の送付は、普通財産売払申請書受理後（休日その他の閉庁日を除く）３０日以内に行っています。

４．売買代金、既往使用料の支払

売買代金は、契約時に全額お支払いいただくことになります。

旧法定外公共物を使用している場合は、売買代金とともに、既往使用料も契約時に全額お支払いいただくことになります。

なお、既往使用料は原則として、使用開始時から売買契約締結の前日までをお支払いいただくことになります。

５．境界確定申請書を取下げる場合

申請者が、自己都合により申請を取下げる場合は、「取下げ書」を提出してください。(様式は、北陸財務局等へお問い合せ下さい。）

６．境界確定申請書が返戻される場合

次の場合には、協議不調として境界確定申請書が返戻されますので、ご注意ください。

① 北陸財務局等から追加資料を求められ３ヶ月を経過しても提出がない場合
② 本申請書（追加資料がある場合はその資料）の受理後、５ヶ月を経過しても現地立会協議が実施されない場合
③ 現地立会協議終了後、3ヶ月を経過しても境界確定協議書(案)の提出がない場合
④ 申請書受理後、申請者の要件を欠くこととなった場合

【 境界確定申請に必要な書類 】

No.	必　　要　　書　　類	様式例示	提出部数	申請目的【注２】	
				売払前提	売払前提以外
1	土地境界確定申請書	様式１	各１部	○	○
2	委任状	様式２		△	△
3	申請者の印鑑証明書（発行後３ヶ月以内）	－		○	○
4	位置図・現地案内図	例示３		○	○
5	現況実測平面図	例示４		○	○
6	法務局備付け地図の写し、又はこれに準ずる図面の写し	例示５		○	○
7	旧公図の写し（上記No.6 に準じて作成してください。）	－		○	○
8	隣接土地の登記事項証明書（発行後３ヶ月以内、【注３】）又は、土地所有者調書【注４】	様式６		○	○
9	法定外公共物にかかる機能の有無について（市町村発行の書類）	様式７		○	○
10	境界確認承諾書	様式８		○	△
11	売払承諾書	様式９		○	－
12	現況写真（遠景､近景から撮影し､境界を明示してください。）	－		○	○
13	隣接土地の地積測量図の写し及び境界確定協議書の写し	－		△	△
14	既境界確定図の写し、又は既境界確定調査書	様式 10		△	△
15	その他の必要書類【注５】	－		△	△

【境界確定協議書（案）提出の際に必要な書類】

①	境界確定協議書（案）【注６】	様式 11	必要部数	△	○
②	境界標写真【注７】	－	１部	△	○

（注１） 境界確定申請書に必要な書類は、前頁の順に左とじの上、提出してください。

（注２） 「申請目的」欄の「売払前提」とは､財務省所管財産を買受けするために､境界確定申請を行う場合です。
　また、「〇」印は必須、「△」印は必要がある場合（№13 及び№14 は該当書類がある場合）に添付してください。

（注３） 申請者所有地とその両隣り及び旧法定外公共物を挟む反対側の土地（向こう三軒両隣の範囲、点接地を含む）について登記事項証明書を提出してください。

　ただし、申請目的欄「売払前提」の場合には、さらに対象地を含め一体利用する、又は、一体利用している土地及びその周囲１筆以上の土地について登記事項証明書を提出してください。

（注４） 登記事項証明書に代えて「土地所有者調書」(様式６)を提出する場合も上記（注３）の要領により記載し、提出してください。

（注５） 各様式・例示の「作成に当たっての注意点」を確認の上、該当する書類を提出してください。

（注６） 境界確定協議書（案）は、原則、境界協議成立後に、必要部数を提出してください。その際には、境界確定図、法務局備付け地図（又はこれに準ずる図面）の写しを添付し､土地所有者全員の割印（申請者は実印を押印）をしてください。

（注７） 境界確定協議書（案）の提出の際に、境界標等設置後の境界標写真を別途１部提出してください。

　なお、境界確定申請時に提出した現況写真に撮影されている境界標に変更がなければ、提出を省略することができます。

【 売払申請に必要な書類 】

No.	必　　要　　書　　類	様　式 例　示	提出部数	申請目的【注２】	
				境界確定を伴う売払	左記以外
1	普通財産売払申請書	様式 12	各１部	○	○
2	売払承諾書	＜様式９＞ 【注３】		【注４】	○
3	位置図・現地案内図	＜例示３＞ 【注３】		【注４】	○
4	法務局備付け地図の写し、又はこれに準ずる図面の写し	＜例示５＞ 【注３】		【注４】	○
5	隣接土地の登記事項証明書（発行後３ヶ月以内）又は、土地所有者調書	＜様式６＞ 【注３】		【注４】	○
6	土地所在図の写し	例示 13	各３部 【注５】	○	○
7	地積測量図の写し	例示 14	各５部 【注５】	○	○
8	占有状況等調書	様式 15	各１部	○	○
9	現況写真 （遠景､近景から撮影してください）	－		【注４】	○
10	売買契約書の写し【注６】	－		△	△
11	国有財産の使用に基づく既往使用料支払債務確認書	様式 16 【注７】		△	△
12	その他の必要書類【注８】	－		△	△

（注１）　売払申請書に必要な書類は、前頁の順に左とじの上、提出してください。

（注２）　「申請目的」欄の「境界確定を伴う売払」とは、財務省所管財産を買受けするために、境界確定申請を行う場合です。
　また、「〇」印は必須、「△」印は必要がある場合に添付してください。

（注３）　「様式例示」欄の＜様式〇〇＞、＜例示〇〇＞は、４頁の【境界確定申請に必要な書類】と同様の書類です。

（注４）　「土地境界確定申請の審査完了等の通知」後、速やかに売払申請を行う場合には、境界確定申請書に添付した書類は省略できます。

　ただし、調査時点や交付時点から３ヶ月経過した場合、又は内容に変更があった場合には改めて提出（変更部分のみでも可）してください。

（注５）　「土地所在図の写し」及び「地積測量図の写し」の提出部数は３部及び５部となっていますが、このうち、１部は申請書に左とじし、残りの部数は別に提出してください。
　また、各原図は登記の際に必要となりますので、お手元に保管してください。

（注６）　申請地を含めて一体利用する、又は一体利用している土地が、過去５年以内に売買している場合には、売買契約書の写しすべてを添付してください。

（注７）　買受けする前から財務省所管財産を使用（一体利用地内に介在）している場合に提出してください。

（注８）　各様式・例示の「作成に当たっての注意点」を確認の上、該当する書類を提出してください。

（様式　１）

令和　　年　　月　　日

北陸財務局（○○財務事務所）長　殿

申請者（土地所有者）
〒
住　所
氏　名　　実印
電　話　　（　　）

実務取扱者
〒
住　所
氏　名　　印
電　話　　（　　）
ＦＡＸ　　（　　）

土 地 境 界 確 定 申 請 書

私所有の土地と隣接する下記財務省所管国有地との境界(地図朱線の箇所)の確定をしたいので必要書類を添えて申請します。

記

１　国有地の所在
(例)○○市○○○丁目○○番地先

２　申請の目的

３　添付書類
①　印鑑証明書
②　位置図、現地案内図
③　現況実測平面図
④　法務局備付け地図の写し、或いはこれに準ずる図面の写し
⑤　旧公図の写し
⑥　隣接土地の登記事項証明書又は土地所有者調書
⑦　市町村が発行する「法定外公共物にかかる機能の有無について」
⑧　現況写真
⑨　その他参考資料

（様式　1）　「土地境界確定申請書」の作成に当たっての注意点

1．宛先

宛先は国有地の所在地によって異なりますので、下記のとおり宛先を修正してください（様式 2、11、16 共通）。

・国有地が石川県内に所在する場合…宛先を「北陸財務局長」とし、「（○○財務事務所）」を削除
・国有地が富山県内に所在する場合…宛先を「富山財務事務所長」とし、「北陸財務局（）」を削除
・国有地が福井県内に所在する場合…宛先を「福井財務事務所長」とし、「北陸財務局（）」を削除

2．申請者

申請者は、旧法定外公共物の隣接土地所有者（点で接する土地所有者を含む）となりますが、次に該当する場合は、それぞれに定める者を申請者とし、証明書類を添付してください。

(1) **法人の場合**は、当該法人の代表者が申請者となり、登記事項証明書(印鑑証明書で代表者、所在地が確認できる場合は省略可）を提出してください。

申請者が代表者以外となる場合は、専決権を有する旨の証明書類(定款、その他法人の規則等）を提出してください。

法人が解散又は破産等している場合は、清算人又は破産管財人等となり、清算人又は破産管財人等を証明する書類を提出してください。

特殊法人の場合は、法律、定款、寄付行為に定める者とし、当該者を定める書類を提出してください。

【売払前提とした境界確定申請の場合】

法人の登記事項証明書のほか、定款も提出してください。

(2) **土地登記名義人が死亡している場合**は、当該名義人の相続人が申請者となりますので、遺産分割協議書（写）等相続を証する書類を提出してください。

ただし、相続人が決定していない場合は、相続関係説明図を作成し、作成年月日、作成者氏名を記入し、作成者印を押印の上、申請書に添付し、法定相続人全員で申請してください。

また、相続人の代表者が申請する場合は、代表者以外の相続人全員の委任状を印鑑証明書添付の上、提出してください。

なお、遺産分割協議書（写)及び相続関係説明図については、確認に必要な戸籍謄本、住民票謄（抄）本等を添付するとともに、遺産分割協議書原本を持参してください。（確認後お返しします。）

(3) **制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）の場合**は、法定代理人（親権者、成年後見人、保佐人及び補助人）となり、当該法定代理人であることを証明する戸籍謄本等の書類を提出してください。

(4) **共有名義の場合**は、共有者全員で申請することとなります。

なお、共有者の代表者が申請する場合は、代表者以外の共有者全員の委任状を印鑑証明書添付の上、提出してください。

(5) 申請者が所有する隣接土地が**信託財産**の場合は、委託者及び受託者の両者で申請してください。

3．申請の目的

国有地の買受、表題登記関係（分筆･地積更正等）、建築確認申請、開発許可申請、物納、売買、財産保全、贈与など境界確定を必要とする具体的な目的を記載してください。

（様式　２）

委　　任　　状

私儀　　住所

　　氏名　　様を

代理人として定め、下記１の私所有の土地における下記２の権限を委任します。

記

１　土地の所在

２　委任する権限

例・土地境界確定申請に関する一切の権限。

・境界確定申請に伴う現地立会及び境界協議に関する一切の権限。

令和　　年　　月　　日

北陸財務局（○○財務事務所）長　　殿

委任者　住　所

　　氏　名　　実印

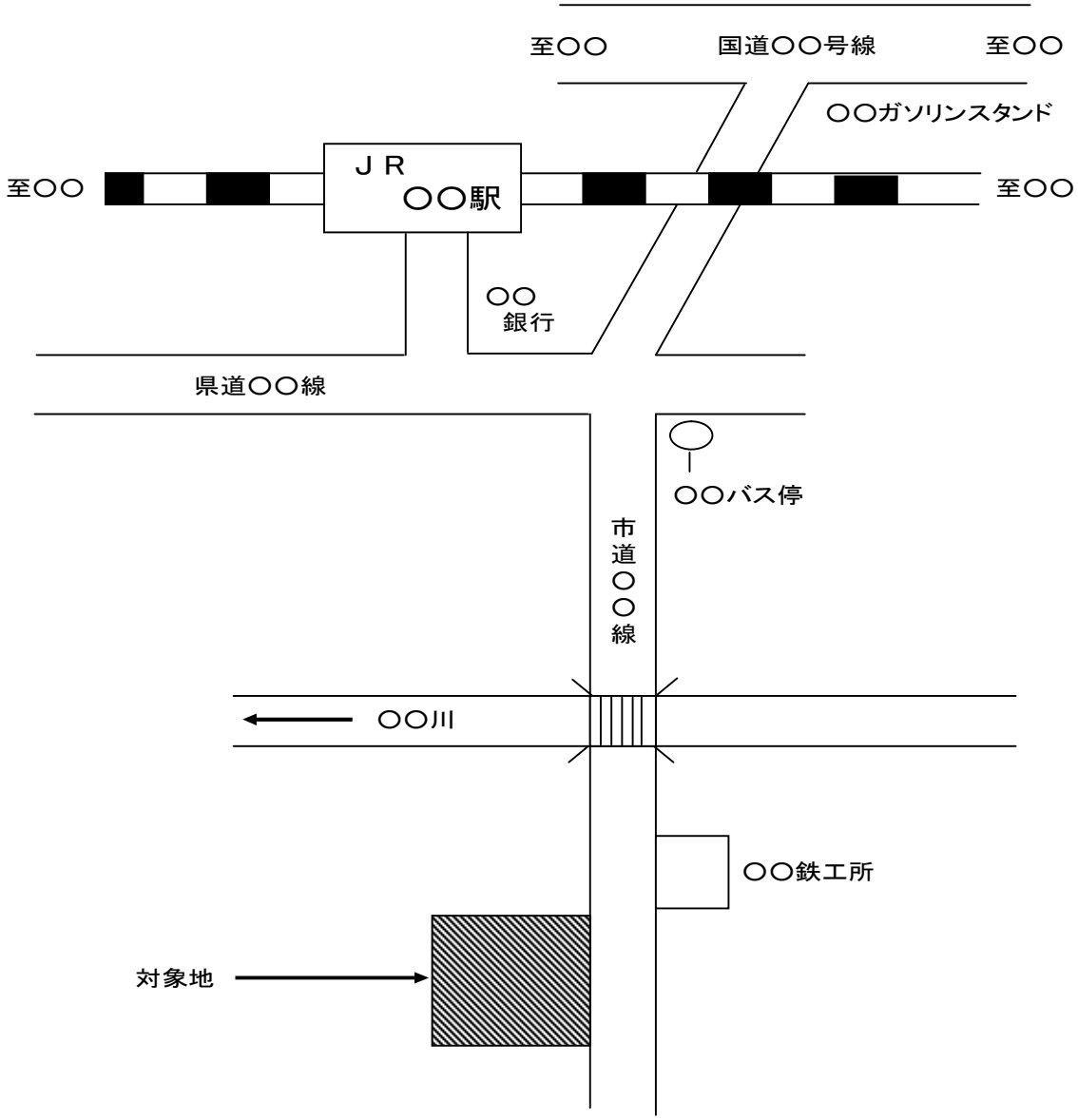
（印鑑証明書添付）

（注１）　境界確定申請や境界立会を代理人又は共有名義等の代表者が行う場合、実務取扱者が申請者に代わり境界立会を行う場合に提出してください。

（注２）　委任者本人が自署し、実印を押印したものに限ります。また、委任者の印鑑証明書が必要となります。

例示　3

位　置　図・現　地　案　内　図

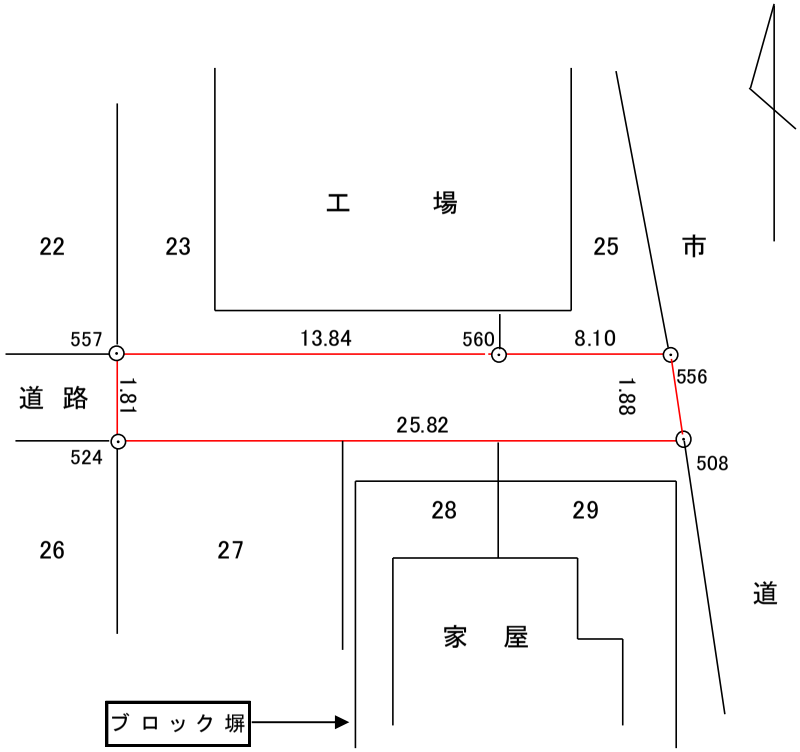


（注）　現地調査等を実施するに際して必要となりますので、対象地の付近にある目標物（役場、学校、バス停など）を記載してください。

座　標　求　積　表

地番	NO	標識	Xn	Yn	Yn･(Xn＋1－Xn－1)
(ア)	508	(　　)	990.494	938.063	
	556	(　　)	993.199	937.716	1819.169040
	560	(　　)	992.434	932.055	−1978.752765
	557	(　　)	991.076	922.004	−3745.180248
	524	(　　)	988.372	922.351	−536.808282
	508	(　　)	990.494	938.063	4528.030101
		倍面積	86.457846		
		面積	43.2289230 ㎡	地積	43.22 ㎡
		坪数	13.076		

境界標識	境界点番号
金属標	524 、557
鋲	508 、560
プラスチック杭	556



所在	○○市○○町ハ字		
図面名	現況実測平面図	縮尺	1/250
作成年月日	令和○○年○○月○○日		
作成者	土地家屋調査士　○○○○　㊞		

例示　4　「現況実測平面図」の作成に当たっての注意点

１．現況実測平面図は、現状が明確に把握できるよう対象地及び周辺の道路、水路、境界標識（ 石標等 ）、塀及び家屋等の地形、地物を明記した正確な実測図（縮尺１/250 を標準とする。）とし、土地家屋調査士、測量士及び北陸財務局長等が認める者（以下「土地家屋調査士等」という。）が作成してください（本図面は、境界確定図の基礎となります。）。

２．近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その境界点を図示してください。

３．所在、地番、縮尺、方位、辺長若しくは座標値、作成年月日、作成者（土地家屋調査士等）の氏名を記入し押印してください。

また、原則、対象地にかかる求積を行ってください。

４．申請者の主張する境界線を朱線で表示し、根拠を付記してください。

なお、幅員等について生産組合の証明等がある場合は、その資料（写しでも可）を添付してください。

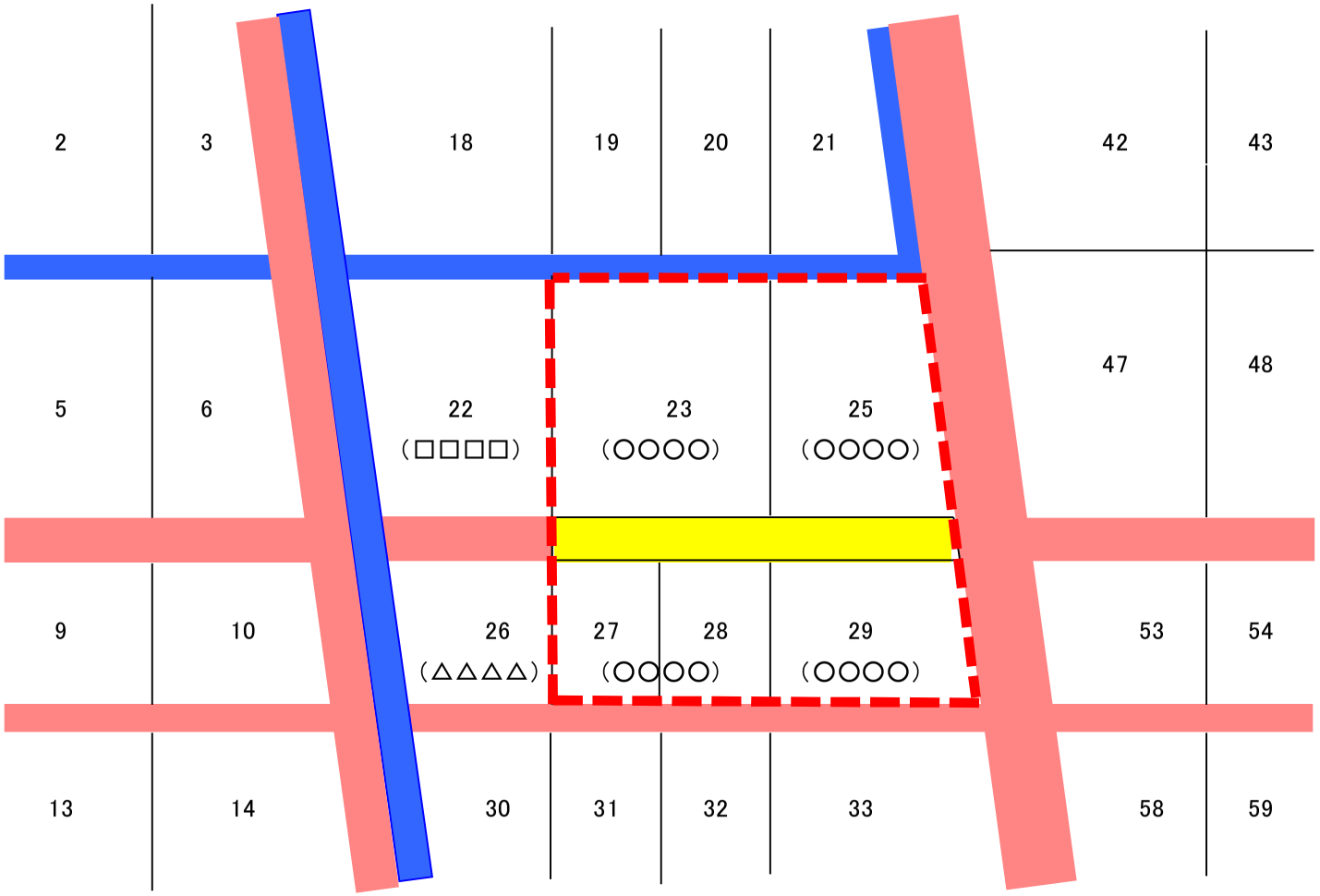
５．（売払前提の場合）

路線価地域の場合又は倍率地域において一体利用地が 1,000 ㎡以上の場合は一体利用地全体の図面（縮尺、辺長入り）を別途添付してください。

例示 5

公 図 （ 写 ）

所 在 ○ ○ 市 ○ ○ 町 八 字



法 務 局 名

縮 尺 1 ／ 5 0 0

調 査 年 月 日 令 和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

調 査 者 名 印

例示　5　法務局備付け地図等（写）の作成に当たっての注意点

1．法務局備付け地図、又はこれに準ずる図面（以下、「公図等」という。）を謄写（複写も可）し、農道・水路等が公図等に着色してある場合には、そのとおりに着色することとし、着色することが困難な場合には、適宜の方法で表示してください。

なお、対象地（旧法定外公共物）は黄色で、近隣に参考となる境界確定図がある場合には、その箇所を茶色で表示し、添付する境界確定図の番号を記入してください。

2．公図等(写)は、正確かつ広範囲（点接地を含め旧法定外公共物に隣接する土地及び周囲一筆以上）に謄写（複写も可）し､申請者を含め隣接土地所有者名（向こう三軒両隣の範囲、点接地を含む）､所在、縮尺、方位、法務局名、調査年月日及び調査者（土地家屋調査士等）氏名を記入し押印してください。

2－2．【売払前提とした境界確定申請の場合】

上記2における対象範囲については、対象地を含めた一体利用地（土地所有関係にかかわらず、一体利用する土地）のすべて及びその周囲1筆以上としてください。

また、一体利用地を赤枠で囲うなど、一体利用地が分かるようにしてください。

3．旧法定外公共物及びその隣接地が、字(あざ)境に位置するなど、複数枚の公図等にまたがる場合には、別途合成図を作成の上、添付してください。

（様式　６）

土 地 所 有 者 調 書

所　在	地番	地目	地積 (㎡)	取得の原因 及び年月日	所有者名	不動産登記簿上 の　住　所 住民登録の住所

調査年月日：令和　　年　　月　　日

作成者氏名　　印

（様式　６）「土地所有者調書」の作成に当たっての注意点

１．本調書は、申請に必要な隣接土地の登記事項証明書の添付を省略する場合に必ず作成してください。

２．本調書は、申請者所有地とその両隣り及び旧法定外公共物を挟む反対側の土地（向こう三軒両隣りの範囲、点接地を含む。）について記載してください。

なお、隣接土地が地番のない道水路の場合、隣接地番（最も若い地番）の地先と表示し、その所有者名（管理者名）を記載してください。

２－２．【売払前提とした境界確定申請の場合】

上記２における記載範囲については、更に、対象地を含め一体利用する、又は一体利用している土地及びその周囲一筆以上の土地について記載してください。

３．「地目」欄は、登記地目を記載してください。

登記地目と現況地目が異なる場合は、当該欄上段に（　）書きで現況地目を記載してください。

４．「取得の原因及び年月日」欄は、現所有者となった不動産登記簿上の取得原因とその時期について記載してください。

４－２．【売払前提とした境界確定申請の場合】

売払申請時までの過去５年以内に売買がある場合には、「所有者名」欄上段に（　）書きで前所有者名を記載してください。

また、売買が複数である場合には、「取得の原因及び年月日」及び「所有者名」の各欄上段に（　）書きで売買年月日及び前所有者名を時系列順に記載してください。

５．境界確定申請の際、上記２について、登記事項証明書記載の住所と現住所が異なるときは、公的証明書で住所移転の経緯が確認できる資料を添付してください。

６．本調書による場合は、土地家屋調査士等が３ヶ月以内に調査･作成し、調査年月日及び作成者印を押印してください。

（様式　７）

令和○○年○○月○○日

申請者　宛

○○市町村長　㊞

法定外公共物にかかる機能の有無について

下記の法定外公共物については機能を喪失しており、国有財産特別措置法第５条第１項第５号の規定に基づく譲与の対象ではないことを証明いたします。

記

１．財産の所在地

○○郡市○○区町村大字○○、○地先～○地先

２．添付書類

地図（法務局備付け地図等の写しや位置図等）：１部

（注）地図には対象財産の起終点（起点△、終点▲）を明示する。

（様式　７）「法定外公共物にかかる機能の有無について」の提出に当たっての注意点

１．旧法定外公共物の所管を確認するために必要な書類です。

２．境界確定申請の対象となる財産が、現況では機能がないと思われるものでも市町村所管の場合がありますので、必ず所管確認してください。

３．本書類は、市町村が発行していますので、所管している担当課にご照会ください。

（様式　８）

境　界　確　認　承　諾　書

下記所在の国有財産と隣接する私の所有地との境界について、別添図面表示のとおり合意します。

令和　　年　　月　　日

隣接土地の所在 ……
承諾人（申請者）
住　　所 ……
氏　　名 ……実印

隣接土地の所在 ……
承　諾　人
住　　所 ……
氏　　名 ……印

記

国有地の表示
所　　在 ……
区分・数量 ……

別添図面のとおり、承諾人が合意して自署・押印したことを証明します。

資格者代理人
（土地家屋調査士）……職印

（作成上の留意事項）
必要に応じて適宜、加除修正すること。

（様式　８）　「境界確認承諾書」の作成に当たっての注意点

１．承諾人の住所、氏名、並びに隣接土地※の所在（持分割合がある場合はその割合）及び境界を定めた国有地の表示は漏れなく記載してください。

※隣接土地は対側地及び点で接する土地を含むことに注意してください。また、隣接土地が道路・河川であっても承諾を省略することはできません。

２．承諾人は全員自署し、押印（申請者は実印）してください。

３．境界確認承諾書には、現況実測平面図を添付し、承諾人は全員割印（捺印）してください。

４．現況実測平面図は、土地家屋調査士等が作成し、作成者の押印が必要です。作成に当たっては、例示４ をご確認ください。

５．資格者代理人（土地家屋調査士）は、承諾人が合意して自署・押印したことを証明してください。

６．隣接土地所有者（対側地所有者、点接地所有者を含む）の名義人が死亡しており、相続人が決定していない場合は、相続関係説明図を作成していただくとともに、戸籍謄本等の確認書類を添付していただく必要がありますので、該当がある場合は北陸財務局等へご照会ください。

（様式　９）

売　　払　　承　　諾　　書

（　申　請　者　名　）が国から下記所在国有財産の売払いを受けることについて、異議なく同意します。

令和　　年　　月　　日

隣接土地の所在 ……

承　諾　人

住　　所 ……

氏　　名 ……印

隣接土地の所在 ……

承　諾　人

住　　所 ……

氏　　名 ……印

記

国有地の表示

所　　在 ……

区分・数量 ……

上記署名は、承諾人が同意して自署・押印したことを確認しました。

確　　認　　者
（土地家屋調査士等）……職印

（作成上の留意事項）
必要に応じて適宜、加除修正すること。

（様式　９）　「売払承諾書」の作成に当たっての注意点

１．申請者を除き、承諾人の住所、氏名、並びに隣接土地の所在（持分割合がある場合はその割合）及び国有地の表示は漏れなく記載してください。

２．承諾人は全員自署し、押印してください。

３．確認者（土地家屋調査士等）は、承諾人が同意して自署・押印したことを確認の上、職印を押印してください。

（様式１０）

既境界確定調査書

既境界確定財産 (国有地)の所在	境界確定 年 月 日	隣接土地 の 地 番	境 界 合 意 者 (隣接土地所有者)	既境界確定 財産(国有地) の 幅 員	備 考

調査年月日：令和　　年　　月　　日

作成者氏名　　印

（様式１０）　「既境界確定調査書」の作成に当たっての注意点

１．本調査書は、同一路線内の里道､水路に境界確定事跡がある場合には、境界確定図（写）を提出する必要がありますが、添付を省略する場合に必ず作成してください。

２．本調査書は、土地家屋調査士等が作成し作成者印を押印してください。

（様式１１）

境 界 確 定 協 議 書

国有地管理者　北陸財務局（○○財務事務所）長と隣接土地所有者 ○○○○ 、△△△△ 、□□□□ とは境界に関し協議を遂げ、別添図面に表示された境界を確認の上で合意し、各々１通を保有する。

１　物件の表示

国有地　所在＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
数量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

隣接土地（申請者の所有地）　所在　○　○　○　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
数量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

隣接土地　所在　△　△　△　△＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
数量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

隣接土地　所在　□　□　□　□＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
数量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　立会協議年月日　　令和　　年　　月　　日

３　境界標の番号及び位置　　別添図面記載のとおり

令和　　年　　月　　日

国有地管理者　財務省北陸財務局（○○財務事務所）長

○○土地所有者（申請者）　住　所
氏　名　　実印

△△土地所有者　住　所
氏　名　　印

□□土地所有者　住　所
氏　名　　印

別添図面のとおり、土地所有者が合意して自署・押印したことを証明します。

資 格 者 代 理 人
（土地家屋調査士）　……　職印

（作成上の留意事項）
必要に応じて適宜、加除修正すること。

（様式１１）　「境界確定協議書」の作成に当たっての注意点

１．土地所有者の住所、氏名、立会協議年月日、並びに境界を定めた国有地の所在及び隣接土地の所在（持分割合がある場合はその割合）は漏れなく記載してください。

２．土地所有者は持分割合がある場合はその割合を記載した上で全員自署し、押印（申請者は実印）してください。

３．境界確定協議書には、境界確定図（現況実測平面図に境界協議により確定した境界点及び境界線を表示したもの）、法務局備付け地図（又はこれに準ずる図面）の写しを添付し、土地所有者は全員割印（申請者は実印を押印）してください。

４．境界確定図は、土地家屋調査士等が作成し、作成者の押印が必要です。
作成に当たっては、例示４ をご確認ください。

５．資格者代理人（土地家屋調査士）は、土地所有者が合意して自署･押印したことを証明してください。

６．境界確定協議書（案）の提出にあたっては、必要部数及び境界標等設置後の境界標写真を提出してください。

（様式１２）

令和　　年　　月　　日

財　務　大　臣　　殿

申 請 者　住 所 又 は所在地（ふりがな）

氏 名 又 は 名 称（ふりがな）　　㊞

電話番号　（○○○）○○○－○○○○
郵便番号　　○○○－○○○○
（担当課及び担当者名）　○○課　○○○○

普　通　財　産　売　払　申　請　書

下記のとおり普通財産の売払いを願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

所　在　地	区分	種目	数　量	使用目的	摘　要
○○市○○町 ○字○番外地先	土地		㎡		

（様式１２）　「普通財産売払申請書」の作成に当たっての注意点

１.「氏名又は名称」欄の下に電話番号及び郵便番号を記載してください。
　なお、地方公共団体、法人等については、担当課名及び担当者名も記載してください。

２.「所在地」欄には、申請地の所在地を記載してください。
　ただし、申請地に地番のないときは隣接地番（最も若い地番）の地先と記載してください。

３.「区分」欄には土地と記載してください。

４.「種目」欄には、現況地目（宅地、田、畑、山林など）を記載してください。

５.「数量」の単位は、平方メートルとします。（小数点第３位以下を切捨て第２位まで記載してください。）

６.「使用目的」欄には、申請地の用途（住宅敷、工場敷など）を記載してください。

７．申請者が法人である場合は、当該法人の現在事項証明書及び定款を添付してください。
　なお、境界確定申請時に提出している場合には、省略可能です。

８.申請者が公共団体の場合は、次の書類を添付してください。
(1) 当該申請が議決機関の議決を要するものである場合は、議決書の写。
(2) 当該申請が執行機関の専決処分に属する場合は、その根拠となる条例の抜すい。
(3) 当該申請が予算措置を要する場合は、予算書の写。なお、予算措置未了の場合は、予算化の時期等を明らかにした団体長名の確約書。

９．申請者が個人の場合で、かつ、申請地が地番の付された土地の場合は、国において登記嘱託を行いますので、住民票の抄本を添付してください。

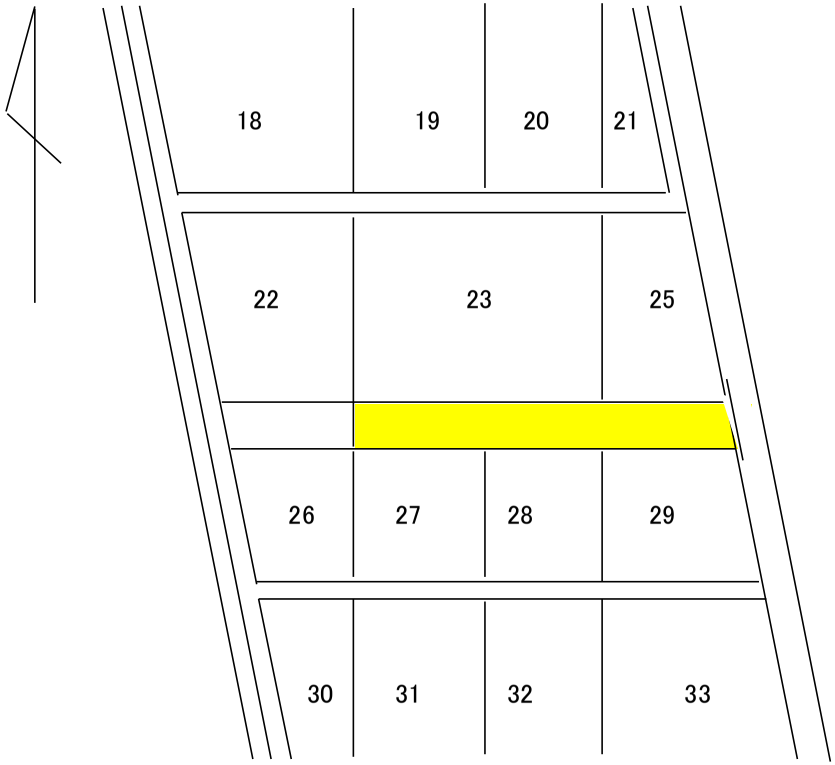
10. 申請者が申請地を買受する前から使用していた実績が無い場合、誓約書を添付してください（様式は、北陸財務局等へお問い合せください）。

11. 賃貸借している場合は、賃貸借契約書（写）を添付してください。

例示１３

土　地　所　在　図

地　番	
土地の所在	○　○　市　○　○　町　ハ　字



作成者	土地家屋調査士　○　○　○　○　㊞ （令和○○年○○月○○日 作成）	申請人		縮尺	１／５００

例示１３　「土地所在図（写）」の作成に当たっての注意点

１.この図面は、土地家屋調査士等が作成するなど、不動産登記に関する法令等に従い作成してください。

２.申請地は黄色に着色してください。

３.方位、縮尺、隣接地番を必ず記載してください。

４.「申請人」欄及び「地番」欄は記載しないでください。

５.「土地の所在」欄は、小字名まで記載してください。

６.「作成者」欄は、作成者の資格、氏名を記載し、押印してください。

例示１４

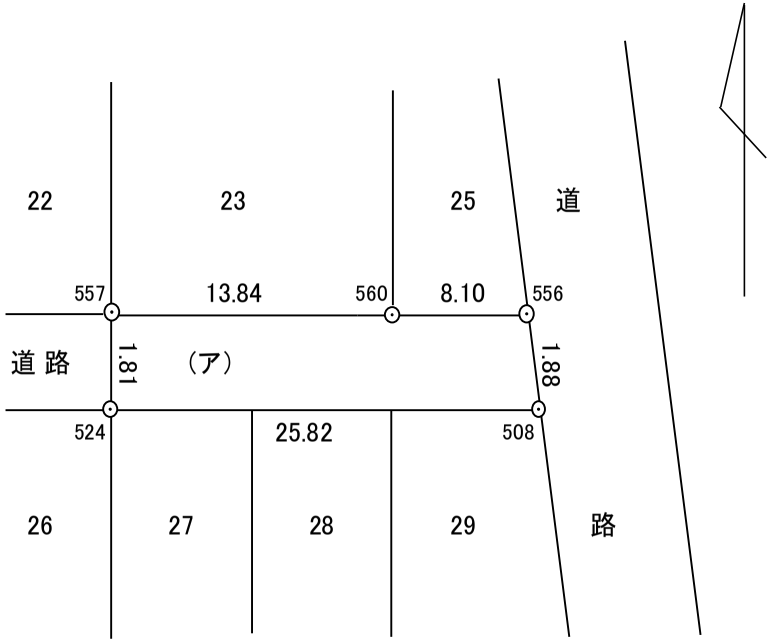
地積測量図

地番	
土地の所在	○○市○○町ハ字

座標求積表

地番	NO	標識	Xn	Yn	Yn・(Xn＋1－Xn－1)
(ア)	508	( )	990.494	938.063	
	556	( )	993.199	937.716	1819.169040
	560	( )	992.434	932.055	−1978.752765
	557	( )	991.076	922.004	−3745.180248
	524	( )	988.372	922.351	−536.808282
	508	( )	990.494	938.063	4528.030101
		倍面積	86.457846		
		面積	43.2289230 ㎡	地積	43.22 ㎡
		坪数	13.076		

境界標識	境界点番号
金属標	524 、557
鋲	508 、560
プラスチック杭	556



作成者	土地家屋調査士 ○○○○ ㊞ (令和○○年○○月○○日 作成)	申請人		縮尺	1／２５０

例示１４　「地積測量図（写）」の作成に当たっての注意点

１.この図面は、土地家屋調査士等が作成するなど、不動産登記に関する法令等に従い作成してください。

２.方位、縮尺、隣接地番を必ず記載してください。

３.「申請人」欄及び「地番」欄は記載しないでください。

４.「土地の所在」欄は、小字名まで記載してください。

５.「作成者」欄は、作成者の資格、氏名を記載し、押印してください。

６.１筆毎に別葉に作成してください。

７.求積は、登記可能な座標計算等により記載してください。

８.１筆単位の求積は、小数点第３位以下を切り捨てて、小数点第２位まで記載してください。

９. 縮尺は、１／２５０（単位メートル）としますが、この縮尺が適当でない場合は、管轄法務局（登記所）と打合せの上、作成してください。

（様式１５）

占　有　状　況　等　調　書

１．　申請地を含めて、一体利用する、又は一体利用している土地の面積は
（　○○○㎡　）である。

２．　申請地を過去５年以内に造成（　した　・　しない　）。
造成した場合は、その工事内容（盛土　○　ｍ・その他　　）

３．　現況は、
（　平坦地　・　崖地　・　傾斜地　・　高圧線下地　・　私道敷　・　その他（　　））
の状態にある。

（注）現況は、複数の場合もあります。

４．　申請地の使用状況
申請地を（　宅地　・　田　・　畑　・　その他（　　））として
平成１７年４月１日（　より前　・　以降　）から使用している。

平成１７年４月１日以降から国有地を使用している場合は、その使用開始日は
（○○年○○月○○日　）である。

（様式１５）　「占有状況等調書」の作成に当たっての注意点

１．これは、あなたが売払申請された国有地を、なるべく早く売払うための資料となるものですから、正確に記入してください。

２．（　　）内に該当事項を記入するか、又は○印を付してください。

３．平成１７年４月１日以降に申請地の使用を開始された方は、使用開始日を確認できる資料を添付してください。（既に売買契約書(写)を添付し、当該書類により開始日を特定できる場合は除く）

４．一体利用地の面積が実測の場合は、実測図を別途提出してください。

※　国有地の既往使用料については、原則、使用開始日以降分からお支払いいただくこととなります。

（様式１６）

国有財産の使用に基づく既往使用料支払債務確認書

私が使用している下記国有財産について、国の基準に基づき算定された既往使用料を、売買契約締結時に売買代金と同時に支払うことを確認いたします。

記

≪国有財産の表示≫

所在：
区分：　土地
数量：　　㎡

令和　　年　　月　　日

北陸財務局（○○財務事務所）長　殿

住　所

氏　名　　㊞

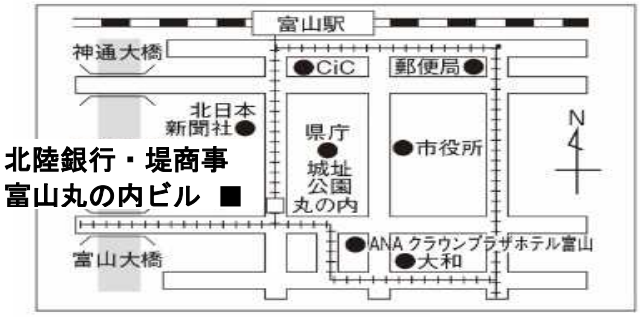
北陸財務局

〒921−8508　金沢市新神田4丁目3番10号
金沢新神田合同庁舎7階
ホームページ　　http://hokuriku.mof.go.jp/
TEL　076−292−7842



富山財務事務所

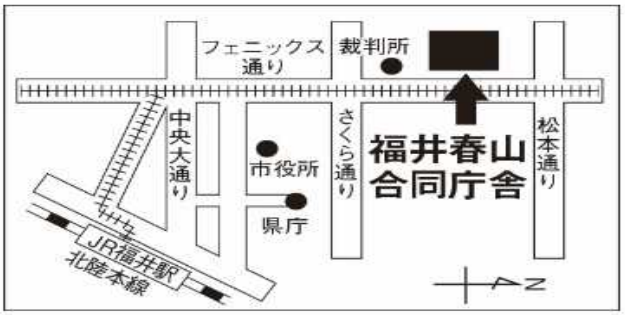
〒930−8554　富山市丸の内1丁目8番10号
北陸銀行・堤商事富山丸の内ビル5階
ホームページ　　http://hokuriku.mof.go.jp/toyama/
TEL　076−432−5488



（令和３年８月３０日移転）

福井財務事務所

〒910−8519　福井市春山1丁目1番54号
福井春山合同庁舎7階
ホームページ　　http://hokuriku.mof.go.jp/fukui/
TEL　0776−25−8235



財務局及び財務事務所の仕事

財務局及び財務事務所は国税・税関関係を除いた財務省の仕事を地方において総合的に実施している機関で、財務省と皆さんをつなぐパイプの役割を果たしています。

（主な仕事の内容）

○　国有財産（普通財産）の管理処分をする仕事
○　国家公務員宿舎事務の運営及び建設をする仕事
○　地域経済情勢の調査に関する仕事
○　国の予算に関する仕事
○　地方公共団体に対する財政融資資金の融資に関する仕事
○　金融機関・保険会社や証券会社･貸金業者を検査・監督する仕事
○　たばこ小売業販売を許可する仕事

財務省　北陸財務局

令和２年６月３０日　改正